

平成 26 年度島しょ型環境システム海外展開推進事業
研究事業補助金 Q&A

	質 問	回 答
001	海外からの招聘は適応されるか？	適応されます。
002	外注費において機器類の改造は可能か	提案対象の製品やサービスに関連する改造は対象範囲となります。
003	提案要件にある「必要な組織、人員等を有していること」の意味は？	提案事業を遂行する上で必要となるスキルを有する組織や人員が、提案企業若しくは企業体に属し、本事業への従事が可能であること。
004	公募要領にある「営業報告書」とは？	「営業報告書」または「決算報告書」という解釈です。
005	補助金額の上限 1 千万円とあるが、企業負担が 2/10 以上を超えて負担することは可能か？	問題ありません。
006	本補助事業における外注費の制限枠があるのか？あればどの程度か？	事業内容のすべてを外注することは認められません。
007	海外展開事業の対象国は、大洋州島嶼国以外も可能か？	地勢・地理的環境が沖縄と類似する大洋州など島嶼地域が対象地域となります。
008	本事業への応募は、1 提案者で 2 件以上の提案も可能か？	提案内容が同一でなければ 2 件以上の提案も可能です。
009	旅費：交通費（航空券及び現地での交通費、宿泊費）の概算は、提案者の社内規定で積算しても可能か？	問題ありません。
010	審査委員会におけるヒアリングについて ・実施日程はいつぐらいか。 ・提案書とは別に資料を配布することは可能か。	ヒアリングの実施は未定です。ヒアリング実施の際は個別にご案内いたします。 なお、提案書とは別の資料を配付することは提案者の事業範囲内とし、極力提案書へ記載、掲載（図や写真）等おねがいたします。
011	諸経費率での計上ではなく、諸経費として計上する項目全てに対し、証拠書類を以って確認するという認識で宜しいか。	本事業では一般管理費に相当する予算項目は設定しておりません。 なお、補助対象経費は全て証拠書類を持って確定を行うため証拠書類の整備等をおねがいすることとなります。
012	公募要領 P.4「また、補助事業者および実質支配下にある企業から調達並びに自社製造する場合は、利潤を含めることはできません。」とあるが、どのような方法にて利潤を差し引くのか。具体的な方法を教示頂きたい。	補助事業において、自社製品の調達または関係会社からの調達がある場合、原価での計上となります。このため利益等排除の方法を以下のとおりとします。 【利益排除の方法】 (1) 補助事業者の自社調達の場合 調達品の製造原価での計上となります。 (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調

		<p>達の場合</p> <p>取引価格が当該調達品の製造原価以内であることを証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除をおこないます。この場合の売上総利益率は小数点第2位を切り上げて計算します。</p> <p>(3)補助事業者の関係会社((2)を除く)からの調達の場合</p> <p>取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内である証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費に計上します。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除をおこないます。</p> <p>※「製造原価」および「販売費及び一般管理費」については、それが該当調達品に対する経費であることを証明してください。また、その根拠となる資料を用意してください。</p>
013	他制度との併願は可能か。	<p>同じ内容でも提案は可能ですが、同時に実施することはできません。事業実施前にいずれかの事業は辞退して頂くこととなります。</p> <p>また、類似と判断される事業については、提案書の「5. 類似の製品等」に事業名、事業内容、提案先を明記すると共に、事業内容の違いを判りやすく記載下さい。</p>
014	中小企業の範囲とは。	<p>中小企業法における範囲としますが、「みなし大企業」は対象としておりません。</p> <p>なお、みなし大企業とは、資本金の1/2以上を大企業が所有していたり、役員のうち1/2以上を大企業が占めていたりする等、中小企業者以外により意志決定が可能で、実質的に大企業が支配している中小企業のことです。</p>